

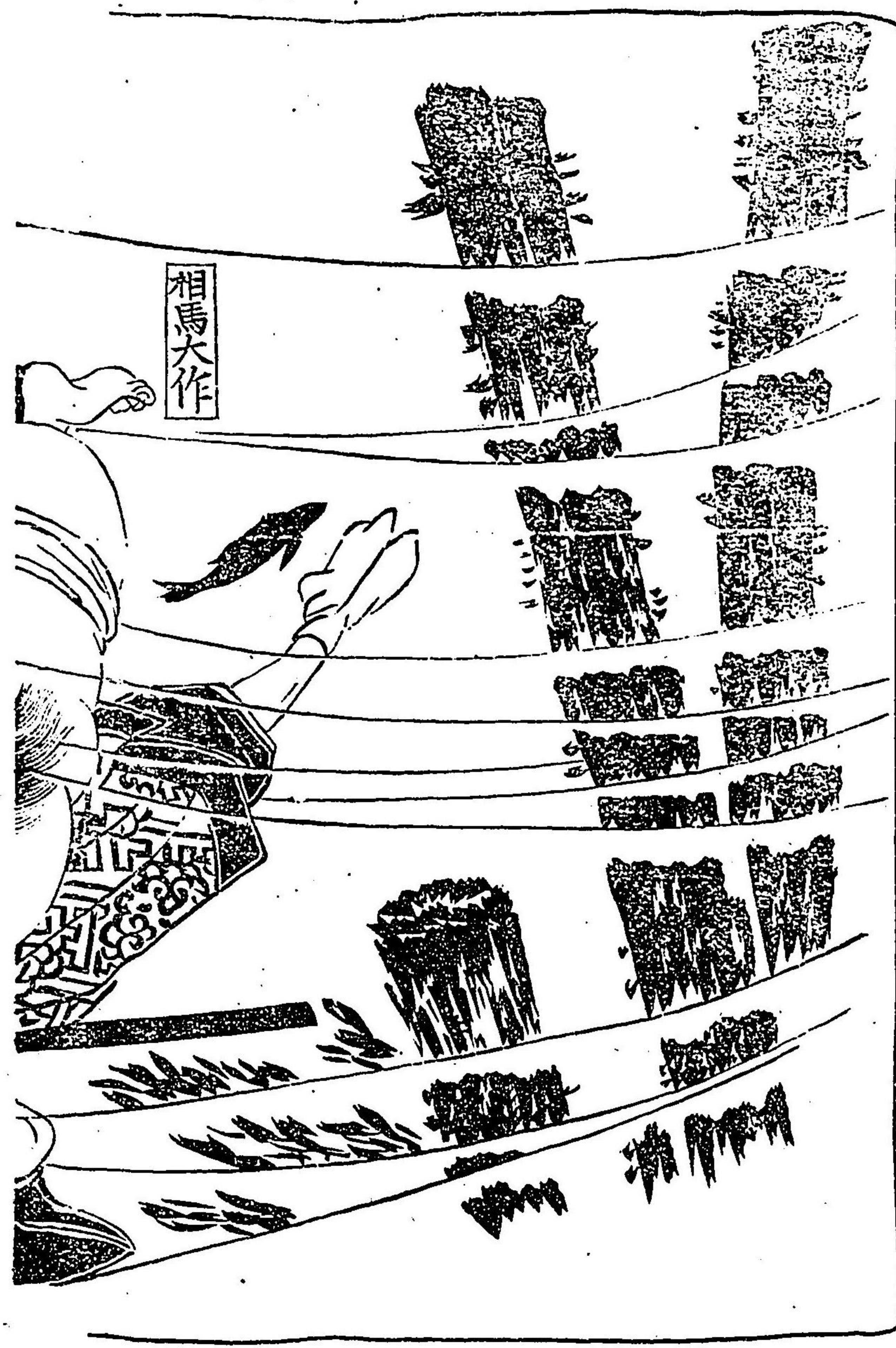


寶殿檜
山動記

相馬大正

檜山驥動實記

往古より忠臣義士身を殺して仁を成す者多あるが中に其事蹟の埋滅して傳らざるもの以前に遺憾せ限りで、とあれ茲に我友風禽子巡回當摩某の上を口碑を傳ふるが如く例の快筆もて巨細に描出してこれが序せよと請はる願ふに當摩某の事は世に左右と言ひ傳ふれど何れ歎異なるべき唯風禽子がものせられしは口碑のみにして其眞偽を判ち難きも記載する事實のをさく忠孝の教によ適ひねば斯る書を世に弘ひるも悪しからず然れど物皆利弊の相伴ふからに當摩が忠義の心あくして徒に其迹を學び流れて刺客の群にや入あん實に戒慎むべ之事にころ翼くは看官當摩が心もて心とし無事の時には斥て凡庸と嗤はるゝも一朝有事に際し奮つて其身を顧みず國家の爲に力を致さばうの名當時ふ顯はれずとも後世人の鑑とおりあん實に勤むべきは忠孝の道ありかしと平素の口調に引換ひて紙鳶堂主人老實に記す



○本編目次

- 第一回 雨侯妓に溺れて淫酒を恣す
- 第二回 良臣辨を奮つて上使に説く
- 第三回 忠士時に會ふて顯職を占む
- 第四回 孝士國を去つて良師に就く
- 第五回 孤忠身を褰して仇侯を撃つ
- 第六回 輔車危を免れて其身を全す
- 第七回 義士水を潜つて嗣侯を刺す
- 第八回 俠客義を重じて故主を救ふ
- 第九回 明君仁を垂れて籠禽を放つ
- 第十回 良相直を秉つて義士を斬る

檜山驥動實記



東京

○第一回 両侯妓に溺れて淫酒を恣す
國を憂ひて家を忘れ身を殞して難を濟ふは忠臣の志ありと故人の金言寔ある哉世ふ檜山の事件を解して方今お波自碑に言ひ傳播る浪士當間雷策が舊主の恨意を雪がんと多年幾許の辛苦を嘗め竟に其身は斷頭場裏の露と消えにし歸由を原ねるに寛延の年間徳川七代將軍家光公薨去まし一はれば万ち戸張大納言宗繼公をして御世嗣たるべきところ俄然に高山中納言後宗公八代將軍を任じ給ひしより宗繼公深く遺憾に思し召されさしも賢君と稱し奉りし相公にも似ず昼夜淫酒を耽り給ひて漸次に御行状惡かりしか一夜酒宴の御席にて茶道石田道覺を御側近く召させられ聲を潛めて宣まふやう予未だ壯年より花街の状景を見し事あければ汝今宵吉原へ廻に手を案内せよと非常の仰せこ道覺は心中に太く驚愕しが君命争か惜し難いハツトと計りに京服はり頓て微行の御服装に打扮給ふを四五個の近習と俱に從ひ此夜吉原仲の町ある近江屋の許に至り給ふに頃は彌生の月中旬路頭に咲る桜花は爛漫として燭火を奪ひ樓裏に奏づる絃聲は喧鬧として耳底を貫ぬく實にや蒼洲散人が該地に題す詩作に多少の紅粧樂として露を作す五街の春色繁華を闇はず相迎て更に清涼の好を賞す各自争攀す解語の花と詠しも想像れにし花街の景望に宗繼公特さら御顔色うるはしく彼近江屋の櫻上に呼び集へたる藝妓帮間が阿諏追従の取持に暫時佳興に入り給ひつ當時廓中

第一は全盛ありと聞いたる三浦屋の遊女高尾太夫を今宵の伽にて迎へ給へと折ふし渠は故障ありて遊客の招待に應せざるより則ち同家の吉野太夫をその姉妹と定められ竟に鶴鳶章臺の仇なる夢を結べられしが早や御眼鏡と道覺等の促し告るに鷦鷯を恨めしとまで思せしかと去とて留まる事ならねば遺憾惜くも吉野太夫に離別を告げ大門より豫て準備の籠輿に其身を深く匿し給ひつ只管杜夫の脚步を急がし未だ其夜の向晨ざる頃御館へ歸らせ給ひしを知る者絶んでおかりしとぞ爰に戸張七之助殿と稱せしは御分家同苗縫殿之助の次男にして當時播州姫路の城主高木原式部頭が御世襲となられしより宗繼公は彼相公と元來一族の由縁もあれば殊ふ親しく交誼給ひ一日御館へ招待せられ酒食の饗應果たる後近習に命じ各様ある煙草の匣を呈出して是は薩州國府產彼は館産水戸煙草と互ひに吸つ試みつ數談に涉りしうち宗繼公は偶然と式部頭に對はせられ貴公は煙草の識者ありと豫て承引致したが未だ世にいふ傾城の長煙管にて吸付たる煙草の味は知らるまじと最と誇貌に問ひ給へば式部頭は呵々と思はず笑ひを催しつゝ貴公には知ろし召れずや拙者目今こう城主あれ原來御分家の小藩の名遊女はれろか揚弓店茶汲婢女が吸付たる煙草の味も知りいどうち戯むれて答へらるゝを宗繼公は斯くと聽き忽ち聲を潛ませられ貴公が左まで下賤さまの事情とも詳細に知られし上は今は何をか秘密をさん實は先頃圖らずも茶坊道覺が案内に因り彼吉原へ趣きつい三浦屋の遊女吉野太夫を一夜の仰に迎へしところ渠女は遊女に似もやらす顔色容貌貌さへ美麗上に氣性端莊き者なれば予ろの意裏を甚だ愛せり願ふは貴公子と俱ふ今宵彼地へ赴きて齊しく愉快を盡されよと促がし給ふるの言葉に式部頭は兩掌を拍ち這は饒倅の厚意に因り近來更にうち絶ぬし花街の景狀を一見せん早や刻限も宜かりしむ卒御同道つかまつらんと袴脱取り遽がはしく御平服とあり給ひ宗繼公と俱侶にやをら御庭に下り立つ、非常門より秘密に彼道覺等を後方に從へ直ちに近江屋の許に趣き此夜高木原式部頭には三浦屋の遊女高尾太夫をうの敵妓とせられしが是より左に右兩侯は遊君傾城の嬪娟なる花街の姿貌に御心の移らせ給ひて夜毎に吉原にのみ通はせらるゝに當時廊中の風説に兩個の相公が事をしも誰彼とあく言徇せうの御微行を妨げんと破落戸等が行途を跟け或ひは喧嘩を爲かけあとして往來平穏ならざるより顯はるゝはあしとの古言宜かるかな此事早晚將軍家にもを兩侯は肱股の家臣に命じつゝ兩個の愛妓が身代を金二千両に償ひ得て各自邸内に呼迎へつ手活の花と詠められしも斯くては風情の薄かり迎果は湯館を吉原の倡家に准らへ庭中に數多の櫻花を摸し植名勝奥ふ侍づく女中等を離妓丁髷或は又藝妓乾婆に打扮せてしよく遊惰に耽り給ひぬ實に匿れたるより顯はるゝはあしとの古言宜かるかな此事早晚將軍家にもをさく風説の聞ぬしかば幕府よ於ても棄おき難き兩個の相公が不行跡ゆゑ早速老中倍平右近將監を出頭せしめるの取調べを命じられしに則ち若年寄久下大和守を今般尋問の上使として戸張家へ遣はされしが宗繼公には當將軍俊宗公と沙不和より故意と行狀を崩させ給へば斯く尋問のあるべきと豫て比覺悟なるに因り上使の趣旨悉く言下にこれを開陳きて大和守を歸させしめ自己は是より病瘡と稱し養生のため本國清洲へ一向歸城に及べりと一通の書を認めつゝ將軍家までさし出し堵又家臣の面々には高卑の者に拘らず年紀大約十七八より二十三四の容貌美麗婦女を五十餘個取揃へて予發足の當日までに差出すべしと俄然ふ仰せ

出されしかば君命爭か推辭に由ある其年紀ふ似合しき女子を持る家臣等は姉妹の差別あく我劣らじと化粧はせつ既ふ湯館へ参らせしが宗繼公は五十餘個の女子輩をうち集へて各自も白色の天鵞絨に金絲をもつて丸にトの字の徽章を縫せし長羽織に同じく紫色の衣裳を製ね腰間に大小巍然く壯士姿貌に打扮せ自身は黒色の湯衣服に旅行袴を穿せられ一頭の白き壯牛に跨がり愛妓吉野が籠輿の後方に添ひて整々と歩行を列したたち出給ふに此夜品川の驛路に傍泊ありし後再び尋常の旅服装に女子の姿貌を換させられ是より夥多の家隸等が前後左右よ扈從ひ路程十日餘りにして本國清洲に着き給へと尙吉原の景状を忘れがたくや思しけん此清洲より程近き一之宮といふ土地に十四五軒の家居を設けてこれを假の花街に准へ愛妓吉野を初めとして五十餘個の女子輩を此假花街に住移らせ夜毎以前の白毛牛に召て近習に史せこゝ吉野が許へ通ひ給ふに其第一の樓上を牛車樓と稱へける有左ば又宗繼公には花街通ひの餘興として一日狩倉を催されつゝ我領内の宿驛には官道私路の差別あく竹柵を結繞らし通行口を止めしより諸國に往來ふ旅客等が困難大方あらざる折から幕府の官吏堀田彈正傍用の序通り懸りつ此爲体を見るよりも心中に太く憤ほり假令權威のあるにもせよ我慰懃の狩倉に天下の官道を妨ぐるは傍若無人の舉動なり急ぎ竹柵を取拂ふて諸人の往來を許されよと厳しく戸張家へ論談しかゞあを左や右と言指みて承諾べうもあらざるにそ餘義あく堀田彈正是三州岡崎へ引返し頗て件の一伍一什を悉しく紙面よ書認め早飛脚もて老中まで此旨す達に及びしかば直ちに戸張家へ家老職永瀬隼人竹内長門の両個を江戸表へ呼下しつ逐一尋問ありしころ右は主人宗繼が粗暴の私意に出たりと齊しく其罪をす

し謝び竟に幕府の内命よて宗繼公を蟄居せしめ常善院殿と稱し奉り則ち嫡子虎千代君を宗敦公と名乗しつゝ其家督とせられしより彼一之宮の假花街は一夜の中に取毀ちて愛妓吉野其他の女子は俄然に暇間をさし出しつ各自江戸へ歸らせ矣とぞ
因に曰く宗繼公嘗て蟄居の後平常に人と接する毎に予は甚だ殘念ありと口癖に宣まひしかば當時世人此相公を綽號して殘念院殿と稱したりとかや

○第二回 良臣辨を奮つて上使に説く

不題高木原式部頭へは白封湯狀の上使として大目付峰谷淡路守を遣はされしが當主式部侯を初めとして親屬方の面々には難波主膳頭淡山因幡守倍平安藝守等各自も内書院に寄集ひて評議區々なる折から同家の足輕頭役福田安右衛門が組下にて四石二個扶持の小給ある尾崎民右衛門と云る者留守居役の三浦朝負が後方に從ひ恐るゝ彼内書院に罷り出家老伊東典膳が坐傍近く平伏なし今般主君の大事に付き不肖ながら某に上使應接の湯役目を何卒仰付られ度此段願ひ奉つるど憚る色あく述たるに乍一坐に列なる典膳はじめ山川帶刀岩橋勘解由其他の家臣等一同が渠足輕の身分もて重役を恐れぬ其舉動憎き下郎奴下れ居れと睨み付つゝ嘗懲すを上坐の方より難波侯が此体はやくも湯覽せられアイヤ典膳暫時待れよ我其等誰一個主家の大事を救そんと思慮する者もなき中に假令其身は與臣とも自から願ふて大切なる今日役義を勤めんとは適れ當家の忠臣なり我今當主の命に代りて汝に役目を許しされば疾々上使に面謁して主家の安堵を計ふべしヤヨ誰かある民右衛門に禮服一襲取らせ

よど吩咐給へば次室よりハット答へて近習が持出す衣服をおし戴き這は有難しと難波侯に三拜あしつ請取り彼典膳等を脇目にかけ徐々其坐を退出つゝ頗て件の禮服を其身に改ため優然と上使の前に立罷出ける當時蜂谷淡路守は民右衛門に對はせられ上意の趣旨謹んで承はれと宣まひつゝ持參の御狀をうち披きて其文面の箇條に曰く

一高木原式部頭儀先祖保政保勝の舊功に因り播州姫路に於て領地十五万石宛行ひ位階從四位の侍従たり其貴重身分も辨へず下民同様に遊里へ通ひ特ふ風聞宣しからず候事

一遊女高尾の色に溺れ同人を身請致し候事

一自邸に於て侍女に命じ遊女高尾を御部家と稱させ武家の家の格を取乱し候事

一庭中に櫻花を植ゑ吉原の風景を摸擬し晝夜淫酒に耽り候事

一茶坊侍友等藝妓幕間に打扮せ上を憚らざるの所爲の事

右の五ヶ條公儀に對し重々不束に思し召され若此辨解ならざる時は當家の所領十五万石速に沒收令むる者ありと有けれど民右衛門は平伏したる頭を擡げ上使に對ひ恐れながら式部頭の花街通ひとと聞えしは當藩非番の壯士等が屢々彼地へ赴きて妓樓の遊興に耽りしを市中の者が取違へて斯る風説に及びしあり第三遊女高尾と云るは當主の乳母は一女にして渠が生前の遺言に依頼もあれば作善のため大金をもて身請せしが元此費用わ家臣等が給する所の祿に當て取醜力たる金員あるに立當主が敢て色に溺れ擣ちたるに非ざるなり第三高尾を迎へ取て後部家あんそゝ稱せしは渠に侍く下婢輩が只假初の尊稱にして是公然の儀にあらず第四其頃當主が病氣に罹り引籠りて居りしゆゑ家臣等これを慰さめんと尙前額の餘金あれ

ば些少庭中の光景を換ぬ數多の櫻花を植ゑたるなり第五茶坊侍女等が一日庭中花見の席に酒興の餘り戯れしを斯樂々しく聞ぬしるれば何卒寛仁の浮沙汰もて後執行を願ひ奉ると懸河の辨舌滔々と最と清美に陳述たるに立淡路守は只顧に渠が頓智の忠義に愛で件の答辨悉く聞届けられし上俱に老中まで歎願に及びしかば竟に當主式部頭には僅五十日の閉門にて越後の國頸城郡高田城十五万石の國換仰せ付られつゝ事故あく落着に及びけり是偏に尾崎民右衛門が頗才智略の辨解より出しところの功績なりとて則ち親族難波侯が今回の賞を當主に指揮し頼て家老の職に採用つ其高祿五百石を賜はりける

因に曰く世に高木原高尾と稱するは則ち此十代目高尾の事にして當時彼相公が専ら渠を寵愛の餘り竟に身請せられしより

紹前齋復説伊東典膳山川帶刀岩橋勘解由等の僕臣等は今般足輕民右衛門が主家の大事に功績を得て俄然に同僚に昇進しより偏執の心止難ければ密かに一同牒し合ひ元民右衛門が足軽に卑臣身分を愚弄あし或は笑ひ置りつ處耻辱を與へしが器量大度の民右衛門小人輩が足舉勵を取て心中に憤怒の色なく泰然として勤め居りしに渠等も今は困じ果てつゝ尙君前に罷り出で近頃尾崎民右衛門は自己が功績にうち誇りて君侯を蔑視に致せしあと百様役目に假託て齊しく譏諷たしかば果は三回市虎を博へて人復信する喻言に若く斯有る功臣ありけれども奸曲阿諛の舌頭には争かこれを避るの術なく竟に此言容れられす忽ち主君の不興を惹き家老職をば否放され浮浪の者とありしより流石忠義は民右衛門も身の所憑あきまつに妻のお浪と今茲又九歳になれる一個の男子秀之助を引連れつゝ當時神田富松町に雜貨品

をもて渡世とする伊勢屋五兵衛と云るれ浪者と從弟の因縁あれば此家に暫且寄食居りしが去連武家に仕へし身の商家業に疎ければ其手替ともならざるより主個五兵衛と商量しつ半ひ同所三河町に適宜き空房のありしを借受け親子三個が引移りて些少嗜む賣トよ身上吉凶夢判断或は失物走人と人脚繁き處にたち僅少の見料乞ひ受けつゝ左も右もして口を糊するに一日神田橋の稍盡所に毎常の如く停立て籠竹筈木をうち鳴らし乾元亨利と唱へつゝ往歩行を列して整々と這方へ來かゝる籠輿が此民右衛門の爲体を見るより前後左右よ夥多の徒者召し從へ來の人を見返る折から今しも登城退出と見ゆ對ひの方より前後左右よ夥多の徒者召し從へ者是へと宣まへばハット答へて近習が彼民右衛門に我君侯の召しあるぞと告知させて傍側近く召連たり當下件の籠輿の縁子扉を開かれ一個は相公が這是珍らしや民右衛門絶えて揚るにはなん奥州鞠岡にて十万石を領せらるゝ難波主膳頭殿あるに是はとばかり驚駭て久しき面會かと聲かけ給ふ傍顔を民右衛門は恐るゝ誰人なりやと平伏したる頭を擡け見且耻らひつ躊躇しを難波侯は欣然と民右衛門に對はせられ予汝を尋ねる事稍久しきに及べ揚るにはなん奥州鞠岡にて十万石を領せらるゝ難波主膳頭殿あるに是はとばかり驚駭て久しき面會かと聲かけ給ふ傍顔を民右衛門は感涙の不覺に出るを拭ひも敢ずとも嘗て在所を知る由あきに畫らず面會いたせしは僕伴これに過ぐべからず汝爾今予に仕へて再回家名を興せよと最と有がたき御言葉に民右衛門は感涙の不覺に出るを拭ひも敢ず不肖の此身を左程まで思し召さるゝ御仁心は微臣忘却いたさぬと一旦二君に仕へじと豫て心中に誓ひたれば此儀ばかりは許容させ給へと只管推辭て肯じざるを難波侯には特さらに渠が忠義を惜ませ給ひ尙左に右と説き慇懃て強てろの意を承諾しつ頓て妻子と侶俱に我邸内に呼迎へて竟に其祿五百石の多きを與へて難波家の家老職ふう採用れける

○第三回 忠士時を得て顯職を占む

案下某生再說奥州平崎の城主津守備中守殿と聞えしは上の覺にも最と愛たく奥羽に知られし諸侯なりしが开が先祖を尋ねるに元奈同國の莊官にて久米岩松と云る者御曾太閤秀吉公の御落胤に渡らせ給ふ姫君を事故ありて我奥方に賜ひしより漸次に加増立身して威權朝陽の昇るが如く竟に諸侯の列に加はり城主とはなり給へと難波侯には津守家が祖先の家系を知らるゝ故夫を賤むるに非ざれと送に交誼睦ましからず同じ國とは言あがら吳越の思ひをせられしが時に寶曆十年六月十三日の夜小川町なる御旗下新庄源五郎の居邸より出火せしに折しも北風最と烈しく空を拂つて吹出しつ四邊の家居は一班よみるゝ灰燼と焼失て鎌倉河岸まで延蔓つゝ稍本城も危ふきまでに火炎ますゝ熾んあれば老中はじめ諸侯方にも追々騎馬にて駆付給ふ开が中に難波家の一隊には神田橋の傍門内を最と嚴重に警固る折から一騎の乗馬に鞭うちて轟直に走らせつゝ件は警衛を乘切りて這方へ來かゝる者あるに于此隊を指揮せる頭役尾崎民右衛門は斯ど見るより浪藉者奴と呼はりつゝ引戻さんと支ゆるを早や駆退んとしたりしかば齊しく騎馬を乘かけて誰人ありやと提燈の明りに徽章を透し見るにはなん平素に我主君と陸ましからぬ津守殿にてありければ意恨を晴すは此時なりと持たる鞭を振揚げて相公が背を後さまに兩三回聲付るを遅れ駆に乘付たる津守の近習笠原左内輕澤銀彌の兩個の騎馬が彼民右衛門を取囲み抜手も見せず双方より二太刀三太刀切結ぶ程もあらせす兩家の家臣等五六十個入亂れて互ひに挑み鬪ひつゝ騒動大方ならざりけり恁て其夜も向晨わたり全く鎮火してければ頃て件の趣旨に示々紙面に書認め則ち難波家の

家老職尾崎民右衛門同じく田邊多左衛門より老中倍平右近將監まで此旨上申に及びける其文に曰く

昨十三日夜子半刻小川町新庄源五郎殿邸宅より出火の節弊藩儀涉定法通り神田橋渉門内警衛罷在候處何者とも知れず一騎の武士突然警固中に乱入致し候間相支え候得共尙聞入不申既に公儀の涉威光にも相係り候儀に付無餘儀拔刀にて上相制しナシ候依之此段涉届ア

上候以上

難波主膳頭家老

尾崎民、右衛門

寶曆十年六月十四日

田邊多左衛門

倍平右近將監殿

又同日津守家の家老職渥美錦太夫同じく山下佐次馬より此旨同家へ上申に及びける其文に曰く
昨日十三日夜子半刻小川町新庄源五郎殿邸宅より出火の節備中守儀近火渉見舞として出馬致しひ途中神田橋渉門内に於て難波主膳頭家來共渉警衛の權威を假り卒然狼籍に及び從者の中には負傷死亡の者も有之ム間此段嚴重の涉吟味奉願上ひ以上

津守備中守家老

渥美錦太夫

寶曆十年六月十三日

山下佐次馬

倍平右近將監殿

有左程に老中右近將監には難波津守の兩家より差出したる上申書を直ちに披見せられし上則ち大目付向井駿河守同じく久永彈正を其日檢使の役として神田橋渉門内へ遣はしめ兩家の死亡十一個負傷二十三個を法則の如く取計はしめ脩又四個の家老共を公問所へ呼出し當時弊暦の主供侶徐々席に着き給ひ且錦太夫に對はせられ昨夜の事實を示々と審に問せ給ふ程に錦太夫は又同僚の佐次馬と齊しく顔見合せ「さんひ備中守儀平素に溫和の性質にて隔意を生ずる者あらねど主膳殿には此頃奈何ある宿意を狹れけん交誼陸しからざりしに昨夜の出火警固の折上の權威に假耗て密に家臣等牒合ひ主人が出馬は途中を待受け斯く狼籍に及びし段聊か相違これあらじと阿容たる色なく陳述しより將監殿は取り給ふ手を膝に突き直しつ再回這方に對はせられ「ヤヨ民右衛門其方が嘗て出せる上申書とはある渥美が隙する旨と其意甚だ相違へり此儀審詳に言述よど宣まふ命言を畏てみつゝ民右衛門は徐々と頭を擡げ兩掌を控へ「恐れながら錦太夫が只今陳せし趣きは逸々承知仕つらず苟くも夫れ一城の當主として私意を假初ふさし狭まば卒戰場の馬前に於て渉奉公は勤まるまじきに然るを自からば警衛の規則を冒して宿意ありなぞ言葉巧みにナシ上げしは以ての外の趣言なり此儀偏へて渉賢斷を願はしうころしあれど泰然として答へしかば將監殿も民右衛門が理非明白の論辨に實にも點頭給ひつゝ當日の廳は果たる後直ちに難波主膳頭には神田橋の渉警固を渉免となり芝三綠山増上寺の火消渉警固を仰付られ且又津守備中守には這回は始末甚だ粗暴の至りなり迎十日間謹慎仰付られつゝ双方落着に及びケリ然るに尾崎民右衛門

は今般主君主膳頭が三線山の湯警固を俄然に命ぜられしより費用大方あらざれば奈何ある
んと同僚等と齊しく協議を遂たる上忽然一方の策略を設け一日伊達侯(奥州仙臺の城主)が
新成坐の上藩に赴きつ示々と名刺を呈しお目通りを願ひしに伊達侯も亦民右衛門が風説
を牒て知らるゝものから湯前へ召して面謁給へば民右衛門は恭しく口誼を述て儀いふやう
今般主人主膳頭義三線山の湯警固を圖らず仰付られしが相公にも知し召さるゝ通り十万石
の小藩にては湯用も勤め難きところ此程國表に命じたる運送船沈没いたし殆ど困窮仕つれ
ば何卒湯同國の由縁をもて只今立米五千俵と火消湯道具一式を拜借願ひ奉つると餘義なき
体ふ依頼しより伊達侯流石に憤然と思し召けん民右衛門が乞ふに任せて兩様とも直ちに承
諾給ひしかば則ち件の品々を伊達家より借用出しつ又本藩邸へ出入する町人共によをし托
し背脊に渾て鮮明き割青のある人夫等を五十餘個召し抱ぬて其湯警固の準備とするに一日
増上寺の近邊ある濱松町に出火ありしを今日は難波家の湯警固が初出なり迎見物の雜沓大
方あらざるうち彼人夫等は法被も着ず脊の割青を見よかしに各自裸体の肩を列ぬ意氣揚々
と引揚來るふ他家の警衛と異ありて最と勇ましく見ゆたるも是民右衛門が才智より全く出
し方略ありと人々稱し合りと不

○第四回 孝子國を去つて良師に就く

備も其後難波侯と彼民右衛門が方略よて三線山の湯警固も首尾克く勤め揚たるより上の湯
覺ゆも漸次に愛たく位階中將に昇進れしが其頃尾崎民右衛門は不圖眼病にうち惱みて名醫
の治療ふ手を盡せを更に藥方の効驗もなく竟に盲目となりしかば功成り名遂て身退くは此



時なりと覺悟しつ頃て家老の職務を辭し妻子を引連れ本國ある奥州一戸の城中に罷り下りて茲に居居し竟て物故りたりしか是より前にろの男子同苗秀之助は事故ありて下斗米の他姓を以乗り文學武藝を學むするに素來伶利の生質の爲一を聞いて二を知るべき俊才衆人に越ゆたるふぞ藩士は彼を綽號して神童とこう呼にけれ憇て月日に關守あく疾くも下斗米秀之助は今茲拾四歳の春を迎へて世は新年の祝日に同藩中は少年等は或は雙陸紙鳶と我を忘れて遊べる中に獨り熟々思ふやう嘗て聞く我父は元足輕の卑職ありしも竟に自己の才力より家老の職に登庸りと我も父の志氣を嗣ぎ爾今江戸の地よりて天下に其名を揚すんば丈夫とは謂れまじと思ひたては中々に止まり難き我志望を母に示々告しかば許さるべうもなかりしかば一日件の趣きを一紙に詳細く書認め自己が便室の左側ある机上にさし置つ竊に旅行の用意を整へ覺束なくも人知れず自邸を立出で奥州路をたどりて十四五日は旅寐を累ね今はしも漸く江戸に到着にける不題室町に住居する美濃屋善次郎といふ者そのため一戸にも往復あしつ民右衛門が舊恩をさへ忘却せず何時も自邸を訪問なぞして秀りしが渠は先年民右衛門が光陰に因て難波家の出入商家とありしより尙毎年に両三回商用之助も亦懇意なれば這般江戸に出たるも直ちに美濃屋が店に赴き偽示々と心中を諦して商店に寄食居つ暫且疲勞を休ひしが頃しも恰好衣更着の空も長閑に晴わたりし日和あるにが秀之助は且淺草の觀世音或は上野の東巖山と江戸珍らしく見歩行つ有一日吳服橋の御門外を圖らず通行する折から數寄屋河岸の方よりして乗馬の武士が來かゝる機會に市虎肌なる一個の男の大紋付の半天に些少泥土を蹴着しかば件は武士は慌忙しく馬上を下りて那男に

我過失を丁寧に言葉正しくうち勸解つ再同馬上に跨りて行んどするを最前より此方に窺ふ秀之助が感に得堪はず此武士こそ我師と憑む人あれど獨り心中に頭點つゝ忽ち馬前に進出で件の武士に一禮あし小生事は難波の家臣下斗米秀の助といふ者にて這般武邊修行のため國表より登りしところ只今貴殿が御舉動を最追進しく存すれば何卒以來御懇意を蒙りだしと述たるにぞ件の武士も秀之助が少年あがら志氣の厚さを太く感じつゝ我は高山の師範役にて築土の藩邸に住居する平山耕藏といふ者あるが序もあらば訪問給へ尙緩々と物語らんと答ふをうち聽く秀之助は豫て武藝の達人と國表にて聞傳へし平山先生ありけるに特さら奇遇を喜悦つゝ其日は互ひに別れしが是より四五日の程を経て有一日秀之助は善次郎と同道にて平山方へ訪ね行き偽示々と我心体をうち諦しつゝ門弟にありたき旨を言入るゝに平山も亦直ちに承諾し則ち善次郎を保證とし頃て師弟の因を結びつ其熟生とあらしより克く耕藏の教誨を守りて日夜武藝の勉強に一毫も怠慢あき故に十四歳より九ヶ年間二十二歳の時に至りて劍館馬術の奥儀は素來駒木根流の炮術まで皆傳受つ平山の高弟とこう成にけれ然るに同門は旗下戸川齋宮方ふ有一時武術の免許を得し其宴會を催しつゝ平山はじめ秀之助も俱に彼處へ招待れて饗應大方ならざりしが秀之助と又多く嗜まぬ酒の醉を重ねしより坐中は居るも堪え難さに暫時玄關の左側ある一室の裡に身を退き酔をば醒するの折から表面の方の中間部屋に寄集ふたる下僕等が響應酒の酩酊ふゑひに語らふ高調子「ドキニ可助足下が何時話しの出る奥州の檜垣山を吾僧も今回旦那に屬き彼地へ往つた道中で判然見物して來たが成程足下が生國の自慢をするも無理はねへ堅が五十里横が又二十五里も有ら

ふといふ檜山は他國になしサ然し吾儕に了解らぬは往がけに見た傍示杭に難波領と記して有じたも歸に通る道筋にて津守領と換て有つたが奈何いぶ理由歟合點が出來ぬと疑ひ問へ心可助が「其事件よ吾儕も未だ克くは聞かねど御本城で今回普請の御用につき尺角餘りの檜材を大約うの數員千本ほそさし出すやう吾儕が領主難波侯へ命令られしを家老共も計らひにて檜材は一切あいとやら公儀へ体よく断りしを平素に領主と交誼惡るき津守侯が聽付て我領内より其檜材は献上すると宣しく言立て猥りに難波の檜垣山へ津守領の傍抗を打換たといふ事だが夫に付ても以前の家老尾崎さまが居られたから左様いふ理由もあるまいにと思はず訝やく可助の談話をもれ聽く秀之助か主家の耻辱に切齒をあし忽ち辭も醒め果しが再回我坐にたち戻りつ頃て酒席の終るを待ち師の平山と俱侶に齊しく主催に別れを告の築土の邸宅へ歸りし後あはるの事實を知らん爲彼善次郎へ示々と一伍一什を問探ゆしに恰好件の可助が語りし風説と相違なければ有一夜師匠平山へは這般主家の意恨よつき我身を擲ち其耻辱を雪ぐよしと且は又是まで多年は恩儀を謝したる一通の書を遺しおき何處ともなく立出しを後にて知り得し耕藏は彼秀之助が英敏ある氣量を豫て觀ぬきしゆゑ武藝の奥儀を皆傳しつ一個の息女お園が婿とし我道場を譲らんと思ひし事も虚とあり今さら秀之助が身の上に奈何ある事件を惹起すやと日夜心中を痛めつゝ竊に行衛を案じけり

○第五回 孤忠身を棄して仇候を擊つ

不題津守備中守の上藩邸に近頃出頼る馬丁に綽號を下總と呼ぶ者ありしが馬術に長しのみならず又人品も宜きゆゑに部屋の者等も自づから彼と懇意を結びつゝ總て乗馬ふ係はる事

は此下總ふ委託しつ乗試しおどさする程に奈何なる猛き馬あり其其乘癖を立地に思ふが如直しより果は藩士の甲乙も只顧渠の馬術を賞し愛る者さへ多かりしが有一日當主津守侯には平素に信仰なし給ふ平井村の聖天へ參詣せんと遠乗の命を下しつ四五個は近習と俱に駿馬に跨がり既に出門せられしが素來相公の乗給ふは青柳といふ名馬にて矢よりも疾き逸物ゆゑ其馬丁に從ふ者下總あらでは他にあらじと部屋の者等が語ふより頃て件の下總を相公の馬丁に打扮せつ行く事一里餘りにして近習の騎馬は八九町後邊にれくれて青柳のみ遙沓に遠く乘越しつゝ早や逆井の渡津を過ぎ平井林なる燈明寺の境内近く來りし折路傍に續く松原にて何思ひけん下總は津守の相公が乗給ふ役青柳の前脚を横に拂つて突到すに馬は忽ち飛揚りて相公を地上に振落すを落馬に假託け懷中より準備の七刀取出して胸脇の邊りを夥かに恩坐とばかりに刺貫せば何かはもつて堪るべき敢あく呼吸せ絶え給ふを回顧もやらずうち捨おき何所どもあく逃失たり慄りし程に近習の者等は彼青柳に續かんと後れ走れど頗て件の一伍一什を上藩邸の重役まで早馬をもて注進せしがを此凶變を聞くよりも藩邸の騒動大方あらず直ちに家老の甲乙が馬上に鞭うち馳來りて諸方に追手を出ましかど既に時刻も稍移りてうの甲斐さらにあらざるより相公の死骸を籠輿に扛して藩邸へ引取りつ且取敢す公邊へは病死の趣旨に披露なし老中其他役人へは許多の苞苴をさし贈りて則ち侍舍弟左京亮よ願ひの通り恙なく家督相續を命じられぬ表話休題下斗米秀之助は師匠平山耕藏方へ一通の書を遺しづき築土の邸宅を立出つゝ其身は馬丁に姿貌を棄し傳手を索めて

本所なる津守の藩邸の部屋の者等と親しく交誼を結びし上相公が遠馬の従者やたち主君に代りて其意恨を爰に首尾よく果してより直ちに彼地を逃去りつ老中其他役人の邸宅は素來江戸市中の高札場所に至るまで一夜未中に左の如き一紙に文を張出して諸人にこれを指示せり

私儀昨十四日津守備中守平井村聖天參詣の砌り同所に於て備中守を切害致し候に付若病死の傍届け有之候共大名の變死は傍法通り半地國換仰せ付られ然るべく候事

〇〇六年四月二十日

東間雷策

傍役人中傍披露

是より秀之助の雷策は彼首此首と身を置して十日餘りも過しつゝ尙津守家にて爲体を忍び忍びに聞索るに此程御舍弟左京亮が家督相續せし上に本領安堵なりしより切歎に絶むす此上は兩回も三回も津守家に意恨を報して潔白克く自から罪科を訴へ出處刑を受るも遲きにあらじと獨り心中に思案しつ或夜平山耕藏が邸宅の中に微行き主個が廁舎に立てる時刻を待受け静然と園裡の這方の植込の中より其身を顯はして恐るゝ耕藏が目先近く躊躇くを平伏し居たるにぞ一回は又訝かりしが元來仔細のある事と思へば聲をうち潜めて這は珍られど知らねば耕藏は手洗盤の水を手に滲ぎ注げつゝ且見れば今宵暗あがく秀之助が其處にしや秀之助和郎が忠義を盡せしは既に諸方に示したる貼紙にても察せしかば尙津守家には恙かく本領安堵なりし故さう遺憾にや思ふらめ左まれ右まれ大罪を犯し、和郎を他人の知

りあは身の一大事に及ぶべし幸ひ那首ある茶の席は乾淨れたる閑室にて人を避るに程よけれど自から庭に下りたちて伴ひ入るを雷策は有難涙拭ひも敢ず頭を擡げ昂いふやう今さら拜顔仕まつるも却て師家に御悲歡を醸すに等しき業ながら主家の爲には身を殺すが則ち臣下の道なくと些少聞得し事あるに至血氣の餘り切歎に絶むねば日頃の御恩もうち忘れて御憤怒を顧みず斯る罪科の身とありしも津守の家督に恙なけれど尙惜からぬ性命を存生へ再回本意を遂げたる上自から罪科を訴へ出んと既に覺悟を究めしが有左にても此程は探索嚴しき我支体を容るゝ所はあらざるより何卒師弟の御慈仁に暫且御倉庫を請ん爲窮かに推參仕つゝと忠義よ凝たる雷策が餘義なき委託に耕藏も我子に等しき門弟の今雷策が危窮を見て争か餘所に過ぐさんや直ちに其意を承諾つ頓て這方の倉庫の二階に渠を含藏おき三回食も息女か園の外に運びをあさるより稍四五月を経たりしかば奴婢は元來塾生等も彼秀之助の雷策が此倉庫に潛み居るを知る者絶えてあらざりけり有左程に耕藏は、一夜家族の寐入し頃彼倉庫なる雷策の許に訪問れ偕云やう此頃和郎の風説も少しく薄らぎ探索も漸次に府下に怠りしかば一旦此地を立去りて邊土に其身を潜みし上時節を待て本意を遂げ主家へ忠義を立よかし這是輕少の餞別あれど行途の旅費に收納めよと取出したる五十兩の金員と衣服をうち添て還與すを受取る雷策が幾回となくおし戴き斯まで深き御教諭を爭か遠背仕まつらんや仰せ如く今宵の中且奥州路を志して鎧に出立仕まつらん思義に因ては拜顔も今宵限りの罪人の名呑僻の上は御懸念なく自愛を祈り奉つると流石師弟の恩愛に長き離別み情つゝ姑く時刻を遷せしのち向晨近くなりしかば雷策やをら支度を調へ偕耕藏に

示々と這回の恩儀を謝し終りて築土の邸宅を立去りつゝ心ろ細くも唯一個其身は畫工の姿貌に打抜て名も竹堂と號しつゝ急かぬ旅行も最と昏き日影の身には吹風にも驚ろかされつ休泊の宿を重ねて漸と我舊地なる奥州の難波領へと着にける

○第六回 輔車危を免れて其身を全す

恁て當間雷策は奥州一之戸の邊りなる鹿野と云る温泉の名高き地方に赴きて里正高橋七郎右衛門が書畫を好むと聞しより則ち渠を訪問れつゝ畫工の由を言入しよ幸ひ屏風紙障あと潤筆ものゝ多ければ暫且此家に滞留りつ主個は元來其近邊の者さへ懇意を結びしが有一日獵師を營業とする市兵衛と云る者圖らず高橋方へ來りて那雷策の竹堂と百様俗話を語りし後偕雷策ようち對ひ今日は天氣も麗朗にて山中の景色も宜き程に今より吾体と俱侶に遊山に行せ給へかしと只管従意て止ざるに至る元來急がぬ潤筆に筆頭も進まぬ折あれば頗て件の趣きを主個に云断りて那市兵衛の案内に因り山路四五町登し頃這方の山の谷間より一頭の猪の走り出しを雷策疾くも限を着て我那猪を擊留んに獵銃これへ借し給へと云へば市兵衛冷笑ひて奈何先生なればとて那大猪を擊留るは甚だ危うき事なるに止まり給へと制するを猶聞やらで市兵衛の獵銃れつ取り動と撃つ覗ひ遠はず那猪は急所を擊れて死したるを見るより市兵衛雷策が火術に長しを驚くよきに感じ入つゝ冷笑ひし無禮の罪を説ふとして尙那頭這頭と見廻りつ其日は宿所に戻りし後七郎右衛門に云々と一伍一什を語りしかば是より益々雷策は土地の者の信用得て大先生と尊敬ける然るに同國難波領と津守領の國境界三峰山れの麓に桂津村と云るあり這是奥州路の街道にて此山上より臨む時はの往來まで直

徑十四五町の距離あれば雷策地理をかし測りて推津村こう津守侯が參勤交代の通路にして此處あん本意を達するに屈竟なれど肚裏に忽ち謀り起しつゝ是より日毎遊山に假托け此山上に赴きてろの半腹ある芭蕉堂を自己が溜み場所となし一挺の本炮を忍び／＼に製造設けて堂中の様の下に秘め置きつ窮かに津守の君侯が通行の日を窺ひげり茲に又同國仙臺の刀鍛冶にて國定と云る者近頃里正高橋方へ便り來りて寄食居りしが元來國定は難波家の領内の出生なれど此竹堂の雷策と特別懇意を結びしに有一夜國定は徒然の餘り大閑記ある本能寺の條下を開きて読み居たるを坐傍に聽ける雷策が主從の義を想像り明智が謀反の不忠を惡みて不覺に涙を浮めしが此夜雷策は國定と毎常の如く枕を雙べて一室の裡に眠りし折忽然聲を震はして爭て津守の本領を此儘安堵にかくべき歎と嘆りつ憤怒つ呴きしを國定聽くより眼を覺して彼雷策が後脊より搖起しつゝ偕いふやう貴郎が大望ある事は我疾や知りて候へば包まづ歸し給へかしと目的をさしたる國定が言葉に雷策うち驚ろき开は何事を言ふ歎我は拙諭を業として諸方を廻る遊民あれば大望ふんと願はしき者にはわらすと去氣なく云ひ瞞るを國貞は聲を潜めつうち笑ながら匿しあるる當麻君と呼れて雷策今はしも匿し難あき自己が身を知らるゝ上は是非は及ばず我は奈何にも先頃津守の君侯を刺殺して其場を咎めし雷策なりと名乗るを聽て國貞は傍云々と雷策が今宵の夢中に眩まし事をも都て説き示しつ復雷策にうち對ひ吾儕も難波家の領内に人と生れし者あるゆゑ其國恩を報ふが爲め爾後貴郎と兄弟の約を結びて俱治に一臂を助け參らすべしと思ひ込んだる眞實の意衷は而色に顯はれて大丈夫と見えしかば雷策渠が義侠を感じ既に兄弟の義を結びつ頼て木

炮の謀計より再回津守侯を狙撃べき方便は簡様云々と遺る限あくうち歸して密話に其夜を明しけり間不題國貞は彼雷策に荷擔しつ近頃津守の君公が參勤交代せらるゝため後歸國あると聞しかば旅商人に打扮て街道筋を逍遙つ尙ろの事實を索りしところ彌四月二十二日は推津村を通行の日割と既に極りしより國定直ちに高橋の方へ戻りて雷策に件のよしをも語りつ當日を算へ待はるに早くも二十一日の正午近くなりしに至り兩個は齊しく山獵と言ひ假托て旅宿を立出で彼山上に赴きつ其夜は芭蕉堂中に終夜語り明せしに偕當日とありぬれば豫て準備の割籠あそ食べ果つゝ雷策は腰間より取す望遠鏡に推津の方を見渡すうち前驅後從の家隸が意氣整々と歩行を列して一挺の轎子取圍みつ徐々此方へ來かゝるに至雷策今ころ我本意を達する時の來りしなれど雀躍りなして勇みたち彼國定に暗號を表し巧める木炮の火口を切て動と聲ば覗ひ違はず轎子は微塵に碎けて飛散たり當下雷策國定の兩人は件の芭蕉堂の中より齊しく立出あがら「確實に手答へ」云ふにや及ぶと送に顔を見合せて莞爾笑ひ木炮を其儘近傍の芭葉の叢生に投棄て峰傳へ何處ともあく逃去り左有程に津守侯は舍兄備中守の凶變より左より右く其身を眞み給ひ這般歸國の道中にも自己は故意と家老共の轎子にうち乗りて僅少十個餘りある家隸をさへ從へつ既に本月二十日前に本國平崎の城内へ御歸着じなりしかば那推津にて木炮の爲に壊れて變死せしは則ち主君が身代りなる茶道某ありけるに至雷策斯と聞索りて遺憾大方あらざれど又詮方もあらざるより尙那頭這頭と身を潜めて空しく時日を送るうち忽ち一方の謀計を肚裏に伎倆つ此回は古き白布を其身に纏ひ金毘羅參詣の姿貌に打扮ち大小衣服を笈の中に秘め隠して脊負ひあがらに鈴をうち振り往來の者に錢を乞ひつゝ竟ふ奥州の國境界神宮司河の邊りある渡頭にこそ來りけれ

○第七回 義士水を潛つて嗣侯を刺す

茲に奥州の國境界に神宮司河と聞ゆしは其幅一町餘りにして一條の大河ありけるが頃しも八月中旬なれど降繼きたる滂沛雨に水勢宛ながら矢を射る如く満々として逆卷にぞ渡船さへ漕かねて往來の旅客を止めしに近頃這頭等へたち廻る金毘羅參詣の一個の乞食が船漕ぐ技に長たりとて自から誇り啖きしを傍聴する篙工等が心中惡しと思ひしより渠に一船漕させつ泡を吹せて愚駄んど頗て件の金毘羅參詣を這方の小屋へ呼び入れつ此洪水れ高波に一船漕ぎて手練を見せあ心より貴郎を此處に止めて篙工同業の師と仰がんと云ふお欣ぶ金毘羅參詣は然らば一船漕出して手技を傍観に入れんとて手疾く笈を引下して船塲に至り棹おつ取り二突三突漕出すよと見ゆしに船は搖々とさしもに荒き高浪を苦もなく彼岸に漕ぎ着つ再回這岸へ漕返すにこれはと驚く篙工等が渠の手練に感服あし是より渠を金毘羅と綽名に呼びつ篙工の小屋に止めて交りけり有左程より其年も稍暮果て明れば〇〇八年三月十五日と早くもありしが津守左京亮殿には此般參府せられんとて彌本月十六日は神宮司河を涉渡船あるよし其通行の宿驛へ常例の如く徇示すに土地の里正役人等は最と嚴重に手配なし件の準備に及ぶしか彼篙工等の船を整へ棹を立てて待はるに既に其日となりければ彼雷策の金毘羅は天を弄し地を拜し今日こう再回我本意を遂べき期の來にけれど獨り肚裏に領きつゝ最と精悍く打扮ながら津守の君侯が乗り給ふ浮舟の篙工にさし加はりつ河中まで漕ぎ出したる程しもあらず奈何なし肯金毘羅は握りし棹をかし流して舟を支ねんとする機

會に油斷を見究め津守侯を水入と河へ突落しつ渠も齊しく水中に潜り入るよと見ぬたるが豫て準備の匕刀にて津守侯の傍首級を忽ち搔切り水底を走るが如く泳ぎ去りて那首の岸なる柳株の龕の中に潜みて居たりしを知る者絶えてなかりけり慙りし程に船中よりは素破狼籍よと家臣の面々上と下へと騒動たち彼箇工等はいふも更なり游泳る長し壯等をうの水底に潜らして遺る限あく索らするに彼曲者は影さへ見ぬず傍首級あき遺骸のみ漸々陸に上りしかば俄然に渋病死せられしと云徇しつゝ平崎へ一回歸城ありし後偕示々と公儀へ披露し則ち涉一族隱岐守に家督相續恙なく以前の如く命せられぬ却説雷策の金毘羅は那柳株の虛の中に豫て準備の干飯もて飢を凌ぎつ四五日餘り潜み匿れて居たりしが漸次に我身の穿鑿も怠たる様子ありけるにう有一夜件の傍首級を携へながら徐々と虚の中よりたち出て河對岸ある山田村の里正大關徳右衛門方に赴き示々と這般津守侯を水中にて切害したる仔細を述べ其後首級を隣國ある此地の領主唯木侯へ確實に贈り給はるべしと委託むに驚ろく徳右衛門も今さら固辭難けれが恐るゝ承諾つ則ち件の傍首級を一箇に函に入れ納めて翌日右の赴きを瀧田の領主に訴へけり然れば又雷策と其夜去津守の傍首級を里正徳右衛門に遞與せし後濡たる衣服を脱換えて旅装を整へつ頓て主個に謝し別れて窃に江戸へ立戻りつ再回左の文を辻々へ貼出して諸人にこれを告知らせたり

私儀先年下總國平井村に於て津守備中守を切害に及候處公儀向は病死の体ふて舍弟在京亮家督仰せ付されしに付今般奥州神宮司河に於て尙在京亮を切害に及び其首級は羽州山田村里正徳右衛門方へ預け置し間此段渉取調の上大名の變死は渉法通り半地國換ひ仰せ

付られ然るべくし事

〇〇八年四月二十日

隱名浮浪

當間雷策

御役人中御披露
然るに津守家の御家督は這回も亦以前の如く御一族ある隱岐守が家督を命ぜられしとの世上の風説を聞索りしより雷策切齒に絶えざる餘り再回津守隱岐守を殺害あさんと思案を廻らし其身は乞食の姿貌に窶し奥州二本松に稍近き戸澤驛まで來りつゝ津守侯が交代の通行の日を跟覗ふに此地は西方に飯田の銀山東方に小坂の嶺下を直ちに眺める山村なれば平日は博徒の寄集ひて賭場の勝負は絶えざりけり茲に同國伊達郡に伊達の三次と呼れしは百個餘りの乾兒・持る名高き博徒の巨魁にして先年難波家に舊家老尾崎民右衛門の下僕ありしも放蕩無賴に博徒とあれど義氣最と厚き者ありしか此程賭博の事につき戸澤驛まで來りし處闇らず舊主の雷策に出會ふよりうち驚き且我旅宿へ伴ひ来て一伍一什を聽終りつ三次は再回雷策にうち對ひつゝ拟云ふやう斯まで忠義を思さるゝも這頭に潜み居給ふは甚だ危き事あるに右まれ左まれ我住居へ來りて潜み給へかし吾儕が出會せし上は生命に換ひて御本望遂げさせまつると頼母しき言葉に喜ぶ雷策が天下の罪科を犯せし身を左程に隠蔽矣らるゝは這も亦嚴君の光庇すと渠が切なる眞意を謝し頓て三次の衣服など僅て其身一着換ひつゝ齊しく戸澤を旅立て伊達郡に着にける左有心復雷策は圖す三次に出會しより渠が諫言に從ひつ二月三月身を潜めて空しく月日を送るうち三次の乾兒に國助とて近來來れる者あ

りしが些少締の葛藤より同業博徒の巨魁にて探偵方をする直右衛門と云る者の乾兒となり。三次に意恨を報さんと思ひ設けしろの折から豫て不審を抱きたる彼雷策の事としも人品骨格示々と徳右衛門に告しかば元來三次と同業の乾父を争うふ中あるに宜き捕縛者と探偵方の威權を奮つて直右衛門は三次を近傍の酒店に呼び寄せ貴兄が此頃貯藏する寄食兒ころ大罪ある御尋ね者の雷策に紛れなけれど或者の告しよ因て我疾知れり开は大切ある囚人のゑ倘召捕て差出す事のならずは吾方より今宵直ちに差向くべしと思ひ寄らざる雷策が身に振かゝる大難に驚きながらも三次は又形容を改ため那方に對ひ渠は江戸なる豪商と嫡子ありしも武々好み親父の勘當受たるより吾儕を便りて來し者あれば決して雷策なんぞ呼ぶ胡論の者には候ぬぞ示云るれば是非に及ばず渠も好める劍道に些少覺ぬのある腕の名今宵酒をば一向に侑めて熟醉させたる後夜半の鐘聲の鳴るを暗號に我裏門へ來られよ其折召捕り引廻與さんと進退谷る今宵の難儀に遁辭を構へて欺き約し此家を別れて立戻りぬ。

○第八回 俠客義を重じて故主を救ふ

恁て三次は直右衛門に別れて我家へ立戻り偕云々と雷策に件のよしを述終りて乾兒の中に股肱と憑む東金政吉染田權藏或は松島清次など呼ぶ博徒を齊しく呼び集へ手を拱きつ又いふやう輕薄者の國助が恩を仇ある内通に斯る難儀を讓せしより最早咎るゝ道あければ今宵彼等の来るを待受け吾儕が刀の續くだけ薙り倒して俱侶に此地を走るの他わらじと云ば各自言葉を副へ开は乾父の言るゝ如く元來吾儕も望む所と既に商議を決し、かば逃みに支度を整へつ其日の暮るを待程に早くも響く遠寺の鐘聲に時刻は宜しと直右衛門は那國助をおし立て一紙の文を貼出せり

探偵吏 直右衛門
子分 國助
當間 雷策

右之者共儀姪曲邪智之所爲有之に付今般天跡に行ふ者也

〇〇八年十二月四日

却説も二次は雷策が危急を救ひ政吉等と俱に謀りて直右衛門と乾兒國助を擊取て齊しく伊達を逃去りつ豫て義兄れ因みある下總八日市の博徒の同業六才市兵衛を便りつゝ那雷策が身の上に仔細を諦し救助を乞ひ一同潛み居る程に彌雷策が探索の世上に嚴しかりけるに至雷策獨り熟々と肚裏に思ふやう此地に何時まで滞留せば竟に主個六兵衛に連累の罪科を負えすに至るう最と憤然なる事なれば一回江戸に脱走て竊に津守隱岐守の舉動を索り機會好くば再回本意を果さんと既に心を究めしより有一夜示々一通の謝狀を認め六兵衛と三次に宛て遣し置き其夜闇宅の沈刻まりし時前を計りて臥床より江戸をさしてぞ脱け出ける間話

休題雷策は豫て準備やなしたりけん鼠色木綿の旅衣服に丸括の帶を締め面に編笠を深く覆ひて手て尺八を持添つ虛無僧姿貌に身を寢して漸江戸の市街に入り堅川通を徐々と通行過ぐしつ兩側橋を今渡らんとする折から封ひの方より一挺の轎子前後に多くの家隸を召從へつ整々と脚步を列して來かゝるを雷策圖らず回顧るに是なん津守隱岐守が登城の戻りありければ忽ち必中にうち領き置し持たる短銃にて轎子目がけて動と討つに弾丸は件の轎子の諸扉を打脱き君侯の肩先横に拂つて欄干に發失とこうは飛散つたれ當下近習の面々は素破狼籍よど雷策を中心取巻き左右より召捕へんとする程に雷策疾くも欄干に上るを見ぬしが橋上より水入と河へ飛入りて行衛も知ずありにけり恁りし程に雷策は水庭遠く落り脱け既に其日も暮しかば今ころ心中易かれど陸に上りて下總の行徳河の邊りある虛無僧寺の住職と豫て我巖君民右衛門が些少俗縁ある者のゑ此處に便りて示々と仔細を諦し救助を乞ふに元來此宗旨の寺法と云るは假令罪科を犯し身も自から罪を諦すに於ては一回救ふ習ひあるに乍則ち渠の紹介よて房州小湊誕生寺へ一書を齎し脱走やるに那誕生寺の住職も只願雷策が忠士を憐れみ異儀なくこれを承諾て竟に寺中へ舍蔵れつ雷策徒然に絶ざる餘り日々書畫あらし認めて僅に心中を慰めけり茲に誕生寺の門前に杉浦屋清助といふ旅籠屋あり主個は探索吏を業として平素ふ院當へも出入しつ最と狡猾き者ありしが有一日扈從の壯士が那雷策の認どし扇子の墨繪を見せたるより幸ひ我家の紙障の繪を依頼たきよし云入るゝに雷策好める書の道なれば望むがまゝに書したゝめ那清助に取らせしを清助些少音物なぞ贈くりて懇意を結びたしと一向乞ふて止まざるに乍寺中に等しき杉浦屋の主個なれば仔細もあら



じと頗て面會あし、後屢一室へ訪問來て最と馴々しく語らふうち清助渠が面体に意を注て看認るに是が正しく雷策が人相書に紛れあければ直ちに此旨江戸表の津守家へ密告し、又津守家には此年米草を分て索し居る那雷策が行儀の知れしを大方ならずうち喜び則ち津山萬次郎日下仙之丞等の家臣を初め三十餘個の捕吏を撰舉て竊に小湊へ遣されぬ有左ば復清助は肚裏に一方の奸計を廻らしつ常毎の如く雷策が便室を訪問れ儲云ふやう今日は三月三日にて雑祭りの節句あるに鷦の浦ある景色を見物せんと存るに失禮ながら先生にも我爵と同行あし給はずやと云ひ慾懃を雷策は近頃絶えて一室の裡に苦み居るのみ外出もなさぬと這頃邊りは過境にて江戸を隔る海邊の名渠と同行なしたり迎惡うはあらじと獨り領き僅に其意を肯じつゝ頗て一艘の小船にうち乗り那清助に同伴れつ鷦の浦に着く程よ此處は小湊誕生寺へ十七八町隔りたる宗祖日蓮大菩薩題目の靈場にて鋸山の高嶺の望み東方に小湊の町家を接す風景稀れる勝地ありしが清助船より雷策と俱に下りたち濱邊ある且ある茶店に入らんとするに豫て暗號や做しをきけん件の茶店の小蔭より顯はれ出たる捕吏の大勢那雷策を見ると齊しく前後左右にかつ取囲み各自十手を振揚て御上意なると呼はりながら敦園荒く抗擊ふに不意を撃れて雷策は驚きあがらも三四個筋斗打して投出せば身あ大刀を帶びざれば假令三面六臂ありとも争か多勢に堪るべき遂に其場に組挫がを尋々繩にう懸りける

○第九回 明君仁を垂れて籠禽を放つ

有左程に津守家の家臣津山萬次郎日下仙之丞等は故主の仇ある大罪人浪士當間雷策を清吉

が欺計に因り容易く召捕たりしかば其功勞として許多の賞金を清吉が取しつゝ則件の雷策を網籠物に扛せつゝ江戸に藩邸へ引取りしを誕生寺の住職某が斯と聞くより憤怒に堪えず直ちに使僧をたて今般當院に寄宿せし當工竹堂と云る者浪士當間雷策の由にて既に捕縛せられしが斯る大罪人なれば寺社奉行所より壽院へ御下知のありし上うの捕縛に及ぶべきを獨りに貴游へ引取れしは甚だ寺法に背くに因り一回御返し有たる後當院より速に寺社奉行所へ差立つべしと最嚴重に論談しに必竟寺院に寓する者は其順序をもて召捕るべきが則ち天下の大法あれば竟に津守家の理論たゞす頗て使僧同道にて寺社奉行所へ差立けり案下某生再説三次市兵衛の兩個の博徒は既に雷策が遺書の手簡を見るよりうち驚き太く心中に案じつゝ則ち三次が股肱の乾兒權藏清次を江戸ふ遣はし又政吉をは安房上総の二州へ出して雷策がうの行方を索らするに有一日政吉は一箇の首級を大祓ふうち負脊ひて喘息たち戻三次市兵衛の兩個に對ひ此程安房の小湊ある杉浦屋といふ旅籠屋に四五日足を止めし折聞出したる一大事は箇様々々と雷策が那誕生寺に潜みし事より又杉浦屋の主個探索方清吉が密吉より既に津守家へ召捕れし後誕生寺の住職某が憤怒ふ堪はず使僧を津守家へ遣し事まで一伍一什を物語りつ歎息あして又いふやう併ながら其讐敵那清吉は取敢ず那が寐所へ踏入りて斯の如くに駆取つたりと頗て件の大祓の中より一箇の首級取出し見するに驚く三次市兵衛聞く事毎不眉を顰めつ升は安がらぬ事あがら當の讐敵の清助を宜くころ撃取りとしたれど其功勞を賞しなどし尙云云と思案を廻らす折から江戸より權藏清次も齊しく此家へ立戻り儲云々と雷策が四五日中に津守家より寺社奉行所へ引渡しに成るべき旨を聞索り

て言葉短かく云述るに三次は仔細を聞も終らず忽ち胡坐の膝たて直し然らば是より江戸に赴きの引渡しの折を待受け必ず救ひ參らせん卒とばかりに立上るを六兵衛政吉櫂藏清次も俱に支度を整へつ十個餘りの乾兒を引連れ其夜直ちに出船を待て江戸をさして又赴きける然れば復雷策は那清吉が欺計に因り竟に捕縛の身となりて津守家へ引取られしも誕生寺籠輿前後左右に二三十個脇從ひ本所の藩邸を立て今兩國の橋頭を渡らんとする其折の住職が使僧をたて、論談しかば再回寺社奉行所へ引渡しと成るに因り津守家の警衛は網籠輿に右往左往に粉難りて暫時挑み争ふうち那曲者等は網籠輿の戸を切り破りて雷策を救ひから十四五個の曲者が齊しく刀劍を脱列れて矢聲をかけて切付るに不意を擊れて警固の面を右往左往に粉難りて暫時挑み争ふうち那曲者等は網籠輿の戸を切り破りて雷策を救ひ出しつ河邊に着けたる一般の小船にうち乗せながら何處どもあく逃失たり當下件の曲者等は速撃を押して船路を急がし辛じて常陸の國水戸の浦邊に脱走延びしかば同所岩井町に赴きて末廣といふ妓樓に登り日頃の苦心を散さんと酒を命じ妓を招きて込みに快樂を盡し、後各自躊躇に入りしかば森を離るゝ鴉の聲に驚かされつゝ雷策は獨り起出這方へ來るに幸ひ一坐の敵妓も名代嫖客の後朝を送りて此處にあらざるより聲を潛めて偕云やう三次殿も市兵衛ぬしも武運拙き某に斯まで信義を盡されしは最も添けあき事あがら戎は是より明君と世に聞えたる水戸侯に直訴をあして本懐を遂んと心中に決せしに至最早此上貴殿等の一臂を頼むに及ばねば何卒此處より各位には乾兒の衆と俱侶に何地へあり共逃延びて再回白日青天の以前の支体にあり給へ然るに一條の屬托といふは我奥州に實母あり又江戸表に師匠あれと今さら面會し難ければ我に換りて云々と其意を傳へて給へかしと云つゝ昨宵焼

下にて認めおきし我母と師匠平山耕藏へ宛たる二通の書を遞與して卒とばかりに急がするを兩個は元來政吉等も中々承諾けしきあけれど尙雷策が云云と理非を述つゝ説諭すに漸やく心中に落堵けん僅に其意を曉りしかば遺憾ながらも雷策に離別を告て西方と北方三次は奥州市兵衛は江戸をさみて乍然走行ぬ後には獨り雷策が流石離別の惜まれて憫然として居りしが多年辛苦の勞れにや俄然に胸臨の疼痛を覺む一歩も運び難ければ余義なく此家に脚步を止めて身の養生をする程よ自己が敵妓小鶴と云る倡妓が特さら老實に介抱あして呉たるより兩三日を過ぎしかば稍快方に至しに至り翌日は夙めて水戸侯の藩邸に赴ぎ直訴せんと既に覺悟に及びしを茲よ小鶴の狎客に探偵方をもて營業とする筑波の仙太といふ者ありしが此頃小鶴が招待れて居る旅客は武士體と歎きくに奈何なる人ぞと紙障の隙間より徐とさし除くに道はるも奈何よ其旅客は豫て人相書をもて渉尋ね嚴しき雷策あるにげ宜き有罪者こう示したれど仙太は獨りうち欣び頗て云々此家に主個に由縁を傳へて其夜又六七個の假子を石連れ渉尋者の當間雷策其頭動くなと呼はるを得たりと雷策は屏風を楯に身を構へ奈何にも我は雷策なるが汝等如き下郎奴に捕へらるべき者ならぬと武士の作法を倣すに於ては我尋常に召捕れんと白眼着たるうの威に恐れて假子の者等は顔見合せ暫時猶豫居たりしが仙太は目前に進み出でて覺悟あるべしと最と態勢に禮を述べ竟に捕縛に及びし上則ち同所町奉行山部周馬にさし出しゝかば頗て同氏より云々と此旨言上致せし處水戸中納言春範公には豫て當間雷策が忠義を知し召されし故直ちに公問所へ召呼され自から面會なし給ひつ儲雷策に對はせられ汝多年辛苦を得て主家に忠義を盡せしも未だ本意をとげざれば

左こう遺憾に思ふめれど尋ね給へば雷策は下たる頭をうち擣げさんし某武運拙くして未だ本意を遂げざるより哀れ君主が賢察もて此儀明白の御所置を偏に歎願奉つると愁然として音へしかば水戸公憫然と思しけん歎願の趣き參府の節予又適宜執行さんと示心得よ雷策と宣せひあがら湯席を立て奥にぞ入り給ひぬ

○第十回 良相直を乗て義士を斬る

有左程に雷策は再回捕縛の身となりて網籠輿に扛れつゝ水戸より江戸へ送らるゝ其領内の地境界ある且ある並木へ來りし頃其身を覆面に打扮し六七個の武士が忽ち其頭よ顯それ出で矢庭に件の網籠輿の戸を切破りて雷策を救助出しつ开が儘に何處ともあく逃去りしを雷策太く訝かりしが傍は水戸公が我を救助する方便ありと察せしより君侯が厚志をふし拜みつ欣然として唯獨り這方をとして來かゝるに一個の男が前にたち後にたちつゝ跟來りしが今雷策の面休を見るより忽ち驚き「雷策君歟」「國定殿歟」と迷みに久しき一別の舊誼を茲に述べ終つ國定再回傍云ふやう先頃推津の事件に因り圖らず君の浮行衛を見失ひたりしかば其後我は姿貌を変し尋ねしに此程水戸にて浮縛を受給ひしと聞よりも彼所へ赴き事實を察るに今日しも江戸表へさし立になりし旨ゆゑ浮跡を慕ひあがらに來りしを道頭にて拜顔いたしゝは最と疑はしき事ありと詰り問れて雷策と彼國定に別れし後神宮司河の事件より三次六兵衛等が義侠の事又小湊の寢生寺に潜伏中探索方清吉に欺かれ一回津守家へ引立られしも再回三次等の義氣に因り竟に水戸へ脱走りつ又水戸公は厚志に因りて不思議に捕縛を解かれたる始めを云ば箇様々々終りを云ば示々と一伍一什を残りあく言葉短か中辻々へ貼出せり

に物語るを國定曉つゝ嗟嘆に堪へねば奈何にもして一臂を添へ今一回津守侯を擊留んだと雷策に牒し合つゝ俱佑に姿貌を塞し忍びくゝに再回江戸へそ赴きける時に〇〇九年正月元旦江戸在勤諸侯は元來億川姫下の面々には各自新禧を祝さんため登城の往復絶え間なき折から津守隱岐守には只今下城されしと見ゆ多くの家隸召從がへ大手の方より整々と歩脚を列して來給ひしを那雷策と國定の両個は其身に法被を纏ひて下僕の如くに打扮つ寄るよと見ゆしか懷中に隠し持てる短銃にて帽子目がけて撃放てば覗ひ違はず隱岐守が左方の脚首撃脱きたり當下件は雷策は趕蒐來る近習等を切退けく其場は逃去り此夜再回左の爻を市私儀先般津守備中守並に左京亮を切害に及びし處今般尙短銃をもて當主隱岐守を擊留候に付大名の變死浮法通り半地國換を仰せ付られ然るべく候事

隱名浮浪

當間雷策

却說當間雷策は既に津守隱岐守を擊留たりと思しかば稍本懐を達せりとて其同犯者國定

は死後の菩提を屬托つゝ渠が郷里へ脱走さしめ自己は則ち閑老なる倍平肥後守の邸藩へ自訴に及びしより直ちに入牢仰せ付られ是より難波津守の兩家を日々公問所に呼出し數回吟味を遂げたる末罪状定より左の如く宣告に及れる

○○八月六日

浪人

當間雷策

三十五

右之者儀領主より他家へ相係り候儀に付取留ざる儀とも承はり及び歴々へ對し意恨を含み懲罰を晴すべくと存じ數度不敬の業に及び其事遂げずと雖でも公儀を恐れざる仕方重々不届至極よ付獄門に行ふ者也

午の二月

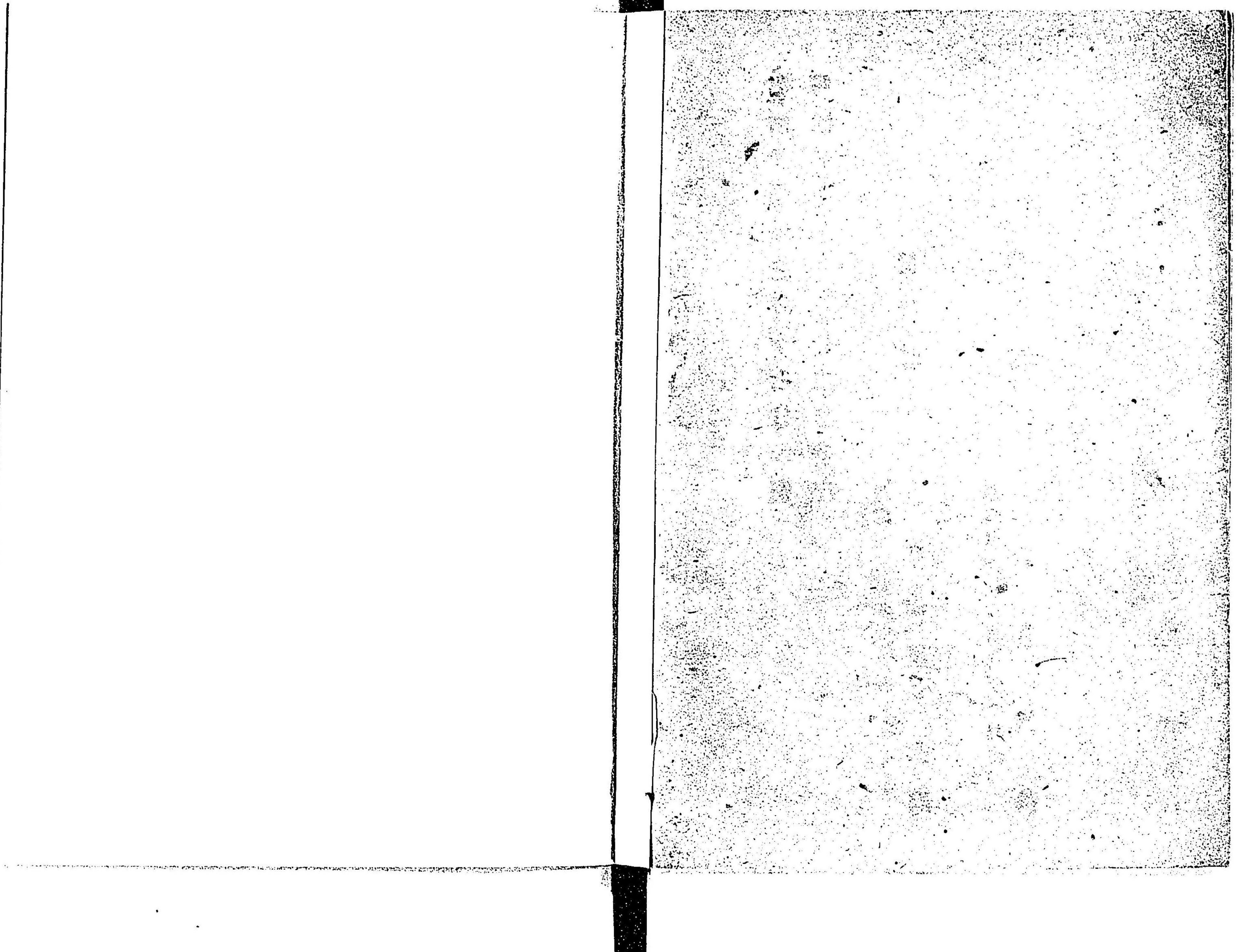
當日直ちに雷策は江戸小柄原に刑場にて獄門の刑に處せられけるが死骸は三次六兵衛と國定の三個の者が官に乞ふて引取りつゝ奥州檜垣山の近傍りにこれを葬り其頭へ一字の堂を營み三個は竟に剃髪して圓頂緋衣の姿貌とあり其れが菩提を吊ぶよしを聽こし召れて難波家より五人扶持宛賜りつ渠等の俠義を賞せしがこれにいよ／＼感激なし生涯持戒堅固にして受かく此處に終しとゞ怨て倍平肥後守より大目付川崎安藝守に命じ奥州檜垣山へ派遣せしめ實地の検査ありし上頼て津守領の傍示抗を抜取りて以前の如く難波領に更改ため總方宿意これ無き旨の受書を出させつ兩家親睦に至らしめしかば茲に初めて家臣等も安堵の思ひをなしけるは是れ畢竟水戸中納言が參府の折に閻老肥後守へ懇々添心せられしより事の茲に及びしありと云

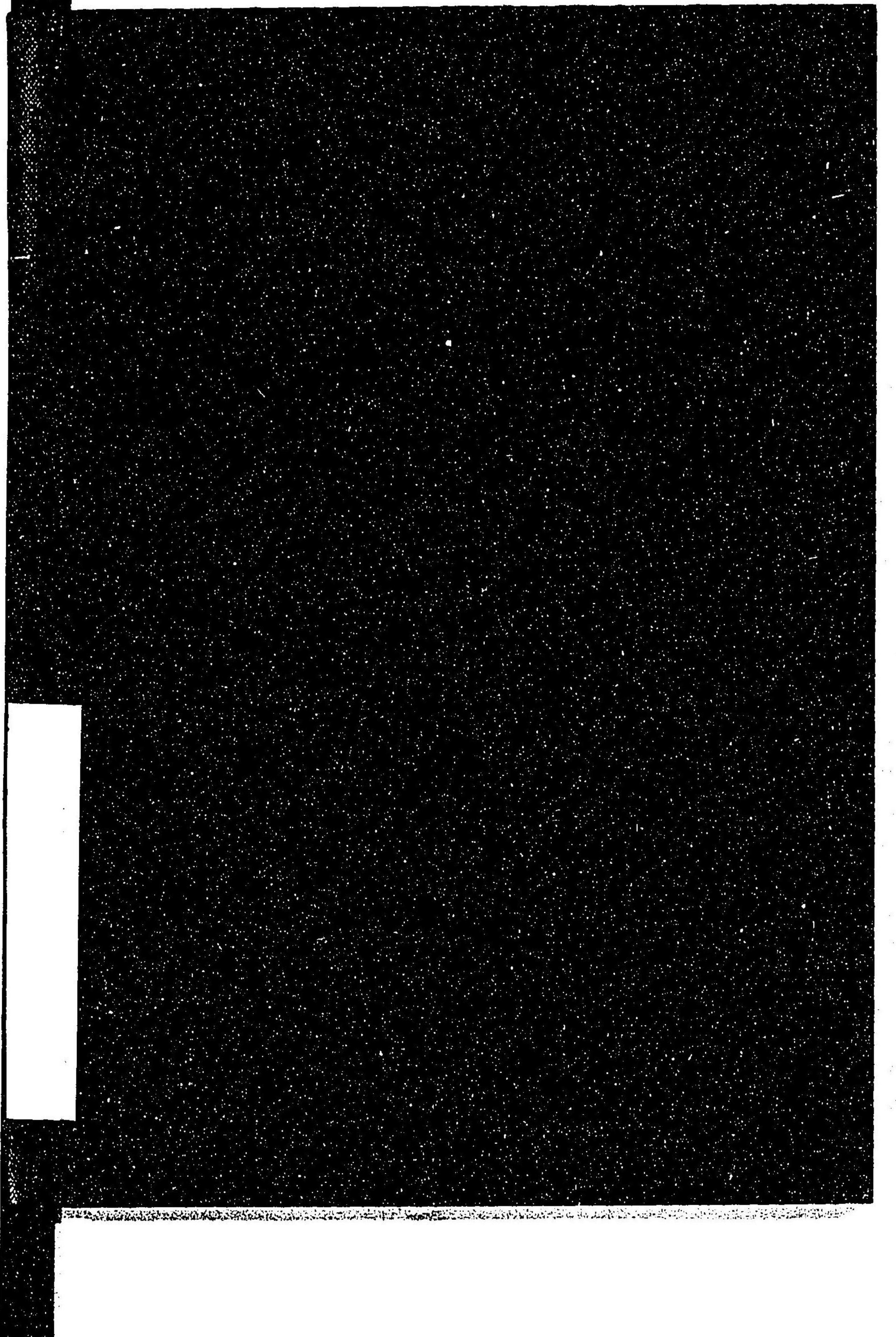
因みに云く檜垣山の事件に付き世に關良助と云る者當間雷策と同刑に處せられたりと云ひ傳ふれども或説に开は刀鍛冶國定が假に示變名せし者ありとも云り

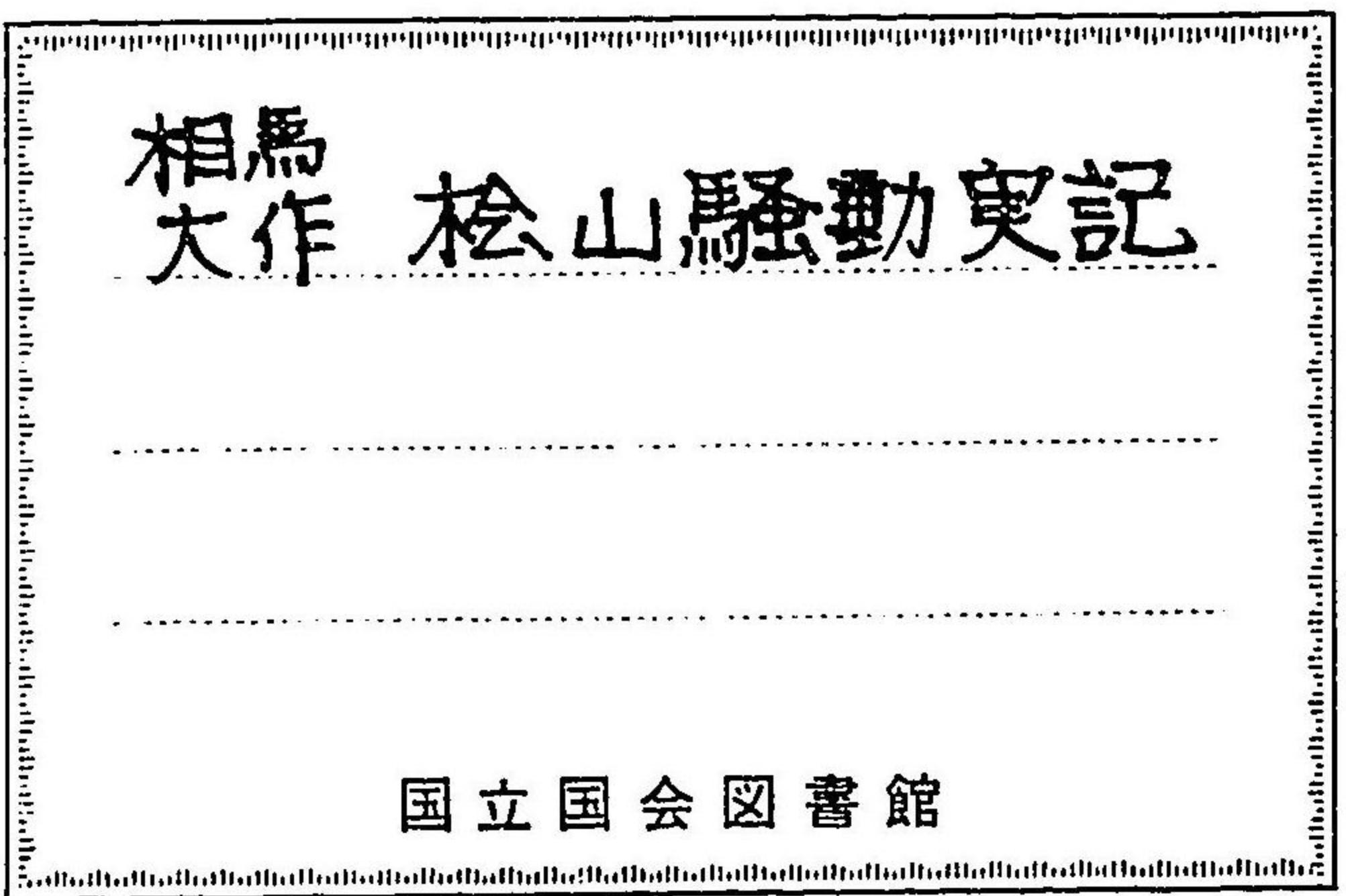
檜垣山驥動實記終

明治廿七年二月十七日印刷
明治廿七年二月廿四日發行

發行者　栗生田久次
印刷者　大塙沃美
神田區柳原河岸第十一號地







特28

627

091312-000-2

特28-627

桧山騒動実記

春光舎 風禽／著

M27

DBN-2190

